

令和 3 年度 新規・主要事業調書
(第 6 回補正予算分)

令和3年度 新規・主要事業一覧(第6回補正予算分)

施策体系	事業名称	事業区分	事業概要	課名
1	安全で、安心して健康に暮らせるまち			
	2	高齢者の生活を支えるサービスの実施		
	1	高齢者保健福祉・地域福祉		
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	新規事業 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金の再貸付を終了したなど、さらなる貸付を利用できない世帯に対して支援金を支給する。	生活支援課

令和3年度 新規・主要事業調書(第6回補正予算分)

福祉健康部

1. 基礎情報

		担当課名	生活支援課	
事業名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金			
事業区分	新規事業		施策体系	1 安全で、安心して健康に暮らせるまち
会計区分	一般会計			2 高齢者の生活を支えるサービスの実施
主な予算費目	款 3 項 1 目 1		取組No.	1 高齢者保健福祉・地域福祉
補助金等	☒ 有 (☒ 国 ☐ 県 ☐ その他) ☐ 無			①8 生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。
実施主体	☒ 市 ☐ 県 ☐ 国 ☐ その他			
根拠法令等	☒ 有 ☐ 無		名称 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領	
事業期間	☒ 単年度(3 年度) ☐ 単年度繰返(年度 ~ 継続) ☐ 複数年度(年度 ~ 年度)			

2. 事業の概要

現状・課題	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、社会福祉協議会が総合支援資金等の特例貸付を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付を終了したなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。			
目的・意図	(当該事業を実施することによって何をめざすのか) 特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。			
事業の概要 (全体計画)	事業の対象 総合支援資金の再貸付を終了した世帯 (対象数: 194)			
	総事業費 (3 年度 ~ 3 年度) 35,288千円 7月から8月31日までに申請があり、支給要件を満たした世帯に対して、3か月間支給する。 [支給対象](すべてを満たすもの) ・総合支援資金の再貸付を終了又は不承認とされた世帯 ・①市民税均等割非課税となる収入額×1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えない世帯 ・世帯の預貯金が上記①の6倍以下(ただし100万円以下) ・ハローワークでの求職活動等を行うこと			
各年度の概要	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		生活支援給付金支給 (1人世帯) 6万円/月×66世帯×3か月 ×0.7(利用率)=8,316千円 (2人世帯) 8万円/月×47世帯×3か月 ×0.7(利用率)=7,896千円 (3人世帯) 10万円/月×81世帯×3か月 ×0.7(利用率)=17,010千円		
事業費A (千円)		35,288		
	国・県支出金	35,288		
	起 債			
	その他の特財 一般財源			
職員従事者数(人・年)B	0	0.25	0	0
人件費C=B×6,700千円		1,675		
概算コスト A+C		36,963		

3. 事業実施に当たりの必要性・有効性等

(事業実施に当たって、具体的にどの程度市民ニーズがあるか、事業実施による効果や成果はどの程度か、事業費や職員従事者数等を踏まえて事業効率を図っているか、事業の先進性や独自性などシティプロモーションに寄与するかなど、また、過去に議会で一般質問や要望があった場合など特筆すべき内容を記入してください。)

総合支援資金の再貸付を終了した世帯が、就労による自立を図れるよう支援する必要がある。

4. その他特記事項

「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」(補助率10/10)を活用して事業実施する。